

## Ⅱ. ヒアリング調査



## 自治体ヒアリング調査

前年度のヒアリングの結果から、表番号 90 については、都道府県レベルの集計と市町村レベルの集計を合計することで、県から市町村への移転が二重に計上されてしまうという限界があることがわかった。また、表番号 90 が民生費に限定して、社会保障関係の費用を集計していることも、民政費以外の少子化対策、例えば教育費補助や住宅補助などの費用が計上されていないという問題を含んでいることもわかった。一方、「社会保障施策に要する経費」に関する調査、については表番号 90 と同様の限界はあるものの、各自治体の裁量により、より広い政策をカバーしている可能性があることもわかった。しかし、この調査によって把握される全国統一で集計される社会保障の費用がかならずしも各自治体の政策上の資料として活用されていない事実がわかり、そのため、この調査を毎年回答する自治体担当者の負担感にむすびついていることも明らかになった。そこで、今年度は、2010 年から総務省が全国の自治体を対象にして継続して実施している、「社会保障施策に要する経費」に関する調査について、自治体の報告担当部署でどのように実際に集計がおこなわれているかについて F 県庁における調査以下 A)B)を実施した。

## F 県庁ヒアリング

### A) ヒアリング調査

「社会保障施策に要する経費」に関する調査 都道府県票集計担当

日 時：2016 年 11 月 15 日(火)13：30～14：30

場 所：F 県庁内 会議室

参加者：F 県 財務企画課 担当者 1 名

厚労科研プロジェクト研究代表者・分担者 3 名

### 1. 都道府県票の作成方法

社人研：財政統計第 90 表と、社会保障調査との関係について。第 90 表の範囲で社会保障調査の調査票は記入されているのか？ または、それ以外にも資料を使っているのか？

県 庁：第 90 表の範囲内記入している。(決算統計 90 表のバックデータを基に作成している。)

社人研：具体的にどのように集計しているのか？ たとえば、決算データでコード化しているのか？ 各政策担当部局に、おなじ調査票の記入を依頼するのか？ その場合、部の間で重複する支出（例えば少子化対策や貧困対策など）はどのように調整して県の票に入れるのか？

県 庁：本県の決算統計システムから打ち出される帳票を加工の上、各所属に照会時に送付している。当該帳票を回答時のバックデータとして添付して提出させている。

帳票は所属毎、各事業の歳出節毎に作成されるため、所属間の重複はない。

社人研：県から市区町村に補助を出している事業が両方に計上されていないかなど、市区町村票と都道府県票の二重計上を防ぐための確認はおこなっているのか？

県 庁：市町分の回答との突合等を行っていない。

社人研：総務省への提出はどこが窓口となっているのか。県財政課と市町村課はそれぞれ別途提出しているのか？

県 庁：県分は財務企画課から提出し、市町分は市町振興課から総務省へ提出している。

社人研：総務省より社会保障調査票について照会を受けたことはあるか？

県 庁：昨年度は、調査対象事業の再確認、調査票間の不突合等について総務省から照会があった。

## 2. 作成に要する時間・人員

社人研：都道府県票の作成にかかる人員とおおよその時間数（日数）は。

県 庁：対象所属

平成 27 年度決算対象所属 14 課（各課予算担当者 1 名がとりまとめ）

課によって事業数が異なるため、仮に平均調査日数を 3 日とする。

14 課×3 日=42 日...①

全庁とりまとめ（財務企画課）

担当者 1 名、各課回答を元に担当者ヒアリングとりまとめ 10 日...②

作業期間（①+②） 52 日

## 3. 社会保障調査の活用

社人研：社会保障調査を自らの政策に利用したことはあるか？ もし無いとしたら、利用するとしたら、どのような利用可能性があると考えるか？

県 庁：利用したことはない。総務省から作業依頼に応じて作成しているに過ぎない。どのように公表されているかも知らない。

社人研：当研究所では、「社会保障費用統計」を公表しており、地方単独事業の集計が課題となっている。地方単独事業を集計するためには、総務省「社会保障調査」が 1 つの資料となりうると思うが、財政統計と社会保障費用統計では地方単独事業の定義が異なるため、集計が困難となっている。

県 庁：現在は、総務省経由で作業依頼がきているが、財務企画課と市町振興課は具体的な施策内容までは把握していない。厚労省から各福祉部局に依頼を出された方がいいのではないか。

#### 4. 県の社会保障費

社人研：平成 27 年度において、金額の大きい上位 5 つの社会保障施策は何か。

県 庁：

##### < 単独事業 >

1. 国民健康保険県調整交付金	3,486,391 千円
2. 国民健康保険基盤安定対策費	1,702,196 千円
3. 重症心身障害者児医療無料化対策事業	1,513,691 千円
4. 後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,403,533 千円
5. 軽費老人ホーム事務費補助金	556,264 千円

##### < 補助事業 >

1. 介護保険給付費県負担金	9,951,876 千円
2. 後期高齢者医療費県負担金	7,847,890 千円
3. 保育所運営費県負担金	2,466,067 千円
4. 介護給付費県負担金	1,986,292 千円
5. 児童手当法施行事業費	1,977,985 千円

社人研：社会保障施策が予算全体に占める割合はどれくらいか。

県 庁：15%くらい、金額にして 4,696 億円。

#### B) メールによるヒアリング調査：

「社会保障施策に要する経費」に関する調査 市区町村票集計担当

①市町村課ではどのように市区町村票をみつめていますか？ たとえば、依頼方法や依頼先など

##### 【回答】

1. まず、以下を照会（国の補助金名と県の補助金名が異なる場合があるため）  
（内 容）国補助金に対応する県の補助金名  
（依頼先）県庁内各課
2. 次に、国補助金に県補助金名を併記した上で照会  
（依頼先）市町の財政担当課  
（依頼方法）メール

②集計の方法はどのようにしていますか？ あつまった調査票の数値を足し上げるのみですか？ または、総務省の例示にしたがって、各市町村の記入方法についての確認をおこ

なったりしますか？ 経年で同じ市区町村から提出されたデータの動向から確認作業など  
しますか？

【回答】

(集計方法・確認方法)

- 1.市町から提出されたデータを集計方法に従って、集計用エクセルにはりつけて、足し  
上げ（調査票ごとに貼り付け方法、集計方法がことなり、調査票数×市町分、同じ作  
業を繰り返す）
- 2.次に、調査票ごとの合計と、総括表の合計数値に矛盾がないか確認し、矛盾があれば  
修正。

(各市町村の記入方法について確認) 実施していません

(経年で同じ市区町村から提出されたデータの動向から確認作業) 実施していません

③市区町村票の作成にかかる人員とおおよそのこれにかける時間数（日数）

依頼した市区町村担当から調査票の記入にかかる質問や相談などをよくうけますか？

【回答】

(市区町村票の作成に係る人員)

- ・市町：決算統計担当者1～2名が作成
- ・県市町振興課：決算統計担当者1名が作業

(市区町村票の作成に係る時間)

<県市町振興課>

- ・作業時間：6月末（照会のための準備）  
8月20日から8月30日（集計作業）  
集計は、市町からの提出後8月30日まで毎日作業しています。
- ・作業内容：6月末は、国補助金名に対応する県補助金名を庁内に照会し、照会結果  
を市町へ通知する作業です。

8月の作業は、②で回答のとおりです。

エクセルでの集計が、調査票の数×市町数の作業となり、調査票ごとに集計が異な  
ることから、調査票の集計作業に時間がかかります。

また、市町から回答された調査票データが正しく集計されているかの確認も必要  
で、これにも時間がかかります。

調査票の合計が複数の調査票に計上されている場合があるため、1か所の修正でも  
複数個所の修正が必要となり、作業時間が増えます。

<市町>

次の①あるいは②の方法で作成

【作業方法① 照会+決算統計データとの確認により作成】

- ・作業時間：6月末から8月20日
- ・作業開始：6月末
- ・作業内容：各課に照会し、事業内容、補助費を確認（6月末～7月中旬）  
決算統計との確認（決算統計作成後の7月中旬から8月20日頃）

【作業方法② 決算統計データのみで作成】

- ・作業時間：決算統計作成後の7月中旬から8月20日
- ・作業開始：7月中旬
- ・作業内容：決算統計作成時に使用した書類のうち社会保障分を抽出し、集計

（市区町村からの質問）

- ・調査表作成時 10件程度（7月末から8月上旬にかけて）
- ・総務省からの内容確認時 下記⑥の場合 30件程度

④市区町村票と都道府県票の二重計上を防ぐとか、県から市区町村に補助を出している事業が両方に計上されているか、または、県か市区町村どちらかの独自事業なのか、などの確認はおこなっていただけますか？

【回答】

（県と市町での二重計上防止）

- ・行っていません。
- ・市区町村票は、市町決算が基礎となっており、都道府県票との二重計上の問題はないと思います。
- ・決算統計作成時に、市町振興課から市町の財政担当課へ、県から市町へ補助を出している事業一覧を送付しているため、両方の調査票に計上されているかの確認はしていません。
- ・県、市町どちらの独自事業かは、全事業内容を把握しないと確認できないため、市町から提出された調査票のみでは確認できません。
- ・都道府県票との確認は、総務省への提出までに当課に与えられている10日程度の期間では困難です。
- ・もし、若干期間を延長されたとしても、難しい作業量だと思います。
- ・どんな調査でもそうですが、一義的には各市町においてよく確認した上で、提出いただいているものと考えています

⑤社会保障調査を自らの政策に利用したことはありますか？ もし無いとしたら、利用するとしたら、どのような利用可能性があるとおもいますか？

【回答】

(調査の活用)

- ・活用はありません
- ・市町担当課は各市町の決算について集計を行う立場であり、社会保障を所管している部局ではないことから、活用は難しいのではないかとと思われます
- ・類似団体の数値を国からお示しいただければ、それを踏まえて各市町に対する財政面からの助言は可能かもしれません（類似している団体と比べて、この団体は数値が高いなど）

⑥過去に、総務省より社会保障調査票について照会を受けたことはありますか？その照会の内容について代表的なものを教えてください。

【回答】

(総務省による確認)

- ・あります
- ・平成 26 年度の調査票の場合、内容としては 3 件程度でした（平成 26 年度調査票の疑義照会：以下照会例）
- ・11 月～1 月まで、断続的に確認がありました
- ・平成 27 年度の調査票の場合、現時点では確認はありませんが、これからあると思われます

<照会例>

(様式 1)

- ・その他特定財源の内容
- ・国民健康保険（保険基盤安定制度（保険料軽減分）、後期高齢者医療制度（保険基盤安定制度（保険料軽減分）決算額の都道府県支出金と一般財源の割合が正しいか（都道府県支出金 3/4、一般財源 1/4 になっているか）

(様式 2)

- ・単独事業に調査対象外の事業が含まれていないか

⑦市町村の社会保障費で額が大きい施策について上位 5 つを挙げてください。平成 27 年度提出票の範囲で結構です。

【回答】

<国庫補助事業>

1. 児童手当等交付金
2. 子どものための教育・保育給付費負担金
3. 障害者自立支援給付費負担金

4. 後期高齢者医療給付費等負担金
5. 生活保護等対策費（医療扶助費等負担金）

< 単独事業 >

1. 公立保育所運営経費（地方単独事業分）
2. 私立保育所運営費・特別保育事業に対する助成額（地方単独事業分）
3. 障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
4. 国民健康保険（保険基盤安定制度（保険料軽減分））
5. 公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）

その他共通質問：

引上げ分の地方消費税については、地方税法第 72 条の 116 において、消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされ、用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。

○県財政について、消費税増税分の規模はどのくらいと算出しているか？

その算出規模と、実際に支出されている費用との乖離についてどのような印象をもっていますか。

【回答】

県財政のため、県の財務企画課にお尋ねください

○社会保障調査がはじまって久しいわけですが、この調査について、対応する自治体担当としてはどのような印象をもっていますか？担当個人の感想でかまいません。おきかせください。

【回答】

問⑤でもありましたが、当課では、集計後の調査票の活用はなかなか難しいのが実情です